

令和6年度
第439回 千葉地方最低賃金審議会
議事録

令和6年8月5日
15:30 ~ 16:10
千葉労働局 1階会議室

令和6年度
第439回千葉地方最低賃金審議会 議事録

1 日時 令和6年8月5日(月) 15:30~16:10

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、大竹委員、小野委員、下田委員、村上委員

労働者側委員

岡田委員、鈴木委員、田中委員、中島委員、野田委員

使用者側委員

池田委員、神田委員、斉藤委員、坂元委員、高橋委員

4 議題

(1) 千葉県最低賃金専門部会からの報告について

(2) 千葉県最低賃金の改正決定について(審議・答申)

(3) その他

5 資料

「千葉県最低賃金の改正決定に関する報告書」(写)

6 議事内容

(会長)

ただ今から、第439回千葉地方最低賃金審議会を開催します。

本審議会は、運営規程第6条に基づき公開で開催することになりますのでその旨を公示したところ、傍聴される方が1名おりますことをご報告します。

なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し公開することといたしますので、ご承知おきください。

それでは、本審議会の成立について事務局から報告をお願いします。

(賃金室長補佐)

本日は、公労使全ての委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の本審議会は有効に成立しております。

(会長)

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、議題(1)の千葉県最低賃金専門部会からの報告についてです。

専門部会の部会長を仰せつかっている私からご報告申し上げます。

本年7月4日に開催された第437回本審議会において、千葉労働局長から千葉県最低賃金の改正決定について諮問がなされたことを受け、同日、千葉県最低賃金専門部会の設置を決定し、7月29日、8月1日、2日、5日の計4回にわたり、千葉県最低賃金の改正について慎重に審議してまいりました。

専門部会では、労使双方から真摯なご意見が出され、着地点を見出すべく労使双方に慎重なご議論をいただきました。

まず、労働者側の主張について説明をさせていただきます。

最低賃金の3要素のうち、本年は生計費を尊重すべきであると考えている。

Aランクの中では千葉県の最低賃金は低いということ。

春季賃上げの状況などを踏まえ、また、連合のリビングウェッジの1,140円を2年で達成するという目標を掲げ57円、プラスAランク内の格差是正を図るため3円で60円というご提示が当初なされました。

一方、使用者側につきましては、企業の支払い能力に重点を置かなければならぬということ。

また、目安額の総合的な判断で5%というのは根拠が曖昧で疑問に感じたという主張で、使用者側は改定調査の第4表の2.7%でプラス27円を当初ご提示されました。

その後、本日までの4日間の審議の中で、労働者側は近隣県との格差是正を図るということと総合指数でプラス53円というご提示がなされ、使用者側は連合の賃上げ状況300人未満の賃上率4.45%の45円、その後、最賃の3要素を加味した数字Aランクの引上率4.6%の47円というご提示がありました。

そして本日の専門部会につきましては、使用者側から全国の決定状況などを踏まえて目安通りの50円というご提示をいただきました。

一方、労働者側につきましても近隣県との格差は本年度だけでなく、数年掛けて是正しても良いということでプラス53円からプラス51円というご提示をいただきました。

ただ、ここでも労働者側51円、使用者側50円と1円の隔たりがありましたが、調整を行った結果、労働者側としては51円という考えではあるが、近隣県との格差是正のための1円については、次年度以降も継続課題として取り組んでいただくということを付け加えて全会一致での結審を目指したい。

ということで歩み寄っていただきまして、最終的には中央最低賃金審議会の

目安答申のプラス 50 円ということで労使双方からご意見を得たところでございます。

そして、専門部会における採決は全会一致で賛成ということになりました。

専門部会における労使双方の真摯なご議論と円滑な議事運営にご協力いただきましたことは、部会長としても感謝申し上げたいと思います。

これを踏まえまして、議題(2)の千葉県最低賃金の改正決定について入ります。

ただ今報告したとおり、千葉県最低賃金専門部会としての結論を得たところですが、当審議会としての結論を出さなければなりませんので、これより、採決をいたします。

千葉県最低賃金を 50 円引上げ、1,076 円とすることに賛成の方、挙手をお願いいたします。

《全員挙手》

(会長)

挙手全員でございました。

この結果をもって労働局長へ答申いたします。

これから答申文(案)を作成してお配りしますので、10 分ほど休憩といたします。

《答申文(案)を配布》

(会長)

それでは再開します。

事務局は答申文(案)の朗読をお願いします。

(賃金指導官)

《答申文(案)の朗読》

(会長)

ただいま答申文(案)を朗読していただきましたが、いかがでしょうか。

《「(意見)ありません。」「結構です。」旨の声》

(会長)

それでは、千葉県最低賃金の改正決定について、千葉労働局長に答申いたします。

《答申文を会長から労働局長へ手交》

(労働局長)

ただ今、千葉県最低賃金の改正決定について答申をいただいたところです。

委員の皆様方には、7月4日の本審議会への諮問以降、専門部会で数次にわたって精力的にご議論をいただき、心から感謝申し上げます。

特に今回の改正にあたっては、新型コロナが5類に移行後1年以上が経過し、日常もコロナ禍前に戻りつつある中、長らく続く物価高騰や国際情勢、さらに企業的大幅な賃上げなど、昨年にも増して大変な状況下での議論であったかと思えます。

委員の皆様方の、これまでの取組みに対し敬意を表するとともに、改めて感謝申し上げます。

千葉労働局では、本答申を受けて10月1日の発効に向け、改正手続を進めてまいります。

また、改正後の千葉県最低賃金額の周知に徹底して取り組んでまいるとともに、県内中小企業への支援として助成金などが最大限活用されるよう、より一層の周知を図ってまいります。

本日は、本当にありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、千葉県最低賃金専門部会は、その任務を終えましたので、最低賃金審議会令第6条第7項の定めるところにより、異議申出を審議することとなる次々回の本審議会の開催日をもって廃止することとしてよろしいか、お諮りいたします。

《一同「異議なし。」旨の声》

(会長)

ご了承をいただきましたので、次々回の第441回本審議会の開催日をもって千葉県最低賃金専門部会を廃止いたします。

続きまして、事務局は今後の日程について説明してください。

(賃金室長)

ただ今、千葉県最低賃金の改正決定について答申をいただきましたので、最低賃金法第 11 条第 1 項及び第 12 条に基づき、答申の要旨を公示し、異議申出を受けることとなります。

公示期間は 15 日間です。

本審議会終了後、直ちに公示しますので、8 月 20 日までが異議申出期間となります。

異議申出があった場合は、その取扱いについてご審議いただく必要がありますので、8 月 21 日午前 11 時から千葉労働局 1 階会議室において、異議申出にかかる本審議会を予定しております。

なお、本日答申をいただきましたので、明後日 8 月 7 日の予備日での開催は無くなりましたことをご報告いたします。

また、本日、答申をいただいたことにつきましては、この後、千葉県庁の県政記者クラブへ報道発表資料の投げ込みを行う予定です。

事務局からは、以上でございます。

(会長)

ただ今の説明のとおり、異議申出があった場合は、その取扱いについて 8 月 21 日に開催する本審議会にて審議をいたしますので、皆様、出席のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、事務局から特定最低賃金の審議日程について説明願います。

(室長)

7 月 29 日に行われた第 437 回本審議会において、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する諮問をいたしました。

そして、8 月 1 日の第 1 回特別小委員会において、改正決定の必要性について審議を行いましたが結論には至らず、8 月 21 日午前 9 時 30 分から開催する第 2 回特別小委員会にて審議を継続することとなりました。

そこで報告書を取りまとめ、同じく 8 月 21 日に開催される第 440 回本審議会にて審議を行っていただくこととなります。

そのため、同日の本審議会では、審議の状況に応じて改正決定の諮問を行い、特定最低賃金専門部会の設置まで審議が及ぶこととなりますので、ご対応のほどよろしくお願い申し上げます。

事務局からは、以上でございます。

(会長)

委員の皆様、ほかに何かございますか。

(労働者委員)

最後になりますので御礼も含めまして申し上げたいと思います。

本年度の専門部会、本審議会に関係します皆様には心から感謝申し上げたいと思います。

また、労使双方からの意見を真摯に聞いてくださった、会長をはじめとする公益の先生方には厚く御礼申し上げます。

さらに限られた時間の中で追加資料の提供や付帯事項なども含めましてご対応をいただいた事務局の皆様方にも改めて感謝を申し上げたいと思います。

今後は、特定最低賃金の審議等がありますけれども、引き続きのご対応をいただきますようお願いを申し上げて挨拶にかえたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

(使用者委員)

ご審議のほどありがとうございました。

我々、使用者側としては3要素のお話がありましたが、支払能力だけではなく、生活費や賃金の部分も含めまして、我々なりに足下の実情を可能な限り踏まえながら検討し、最大限提示しうる改定額を示してきたつもりであります。

そのうえで、本日は目安額の50円を最大限譲歩可能な水準ということで提示をさせていただきました。

あらためて、公益の先生方、労働者側の委員の皆様にも感謝したいと思います。

また、事務局の皆様にも御礼申し上げます。

今回、昨年に続いて付帯事項の提出がございますので、是非、政府の支援を引き続き強力にさせていただくよう求めていきたいと考えております。

本年度もありがとうございました。

(会長)

審議会の会長として、また、専門部会の部会長としても労使の委員の皆様には大変お忙し中で4日間に亘って真摯なご議論をいただき、また、円滑な議事運営にご協力いただいたことを大変感謝申し上げます。

過去最高額の50円という目安額を巡り色々なご意見が出されました。

最終的に全会一致をもって結審できたことを嬉しく思っております。

ありがとうございました。

本日の議事は終わりますが、事務局からは何かございますか

(賃金室長)

特にございません。

(会長)

それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。